大学改革推進等補助金 専門職大学院等における高度専門職業人養成教育推進プログラム（関西学院大学）	6,590,000	0	0	0	0	6,590,000	
大学改革推進等補助金 専門職大学院等における高度専門職業人養成教育推進プログラム（岡山大学）	6,467,000	0	1,048,950	0	0	5,418,050	
大学改革推進等補助金 専門職大学院等教育推進プログラム（名古屋大学）	500,000	0	0	0	0	500,000	
戦略的中心市街地商業等活性化支援事業費補助金	15,891,000	0	0	0	0	15,891,000	
疾病予防対策事業費等補助金 がん診療連携拠点病院機能強化事業	7,614,000	0	0	0	0	7,614,000	
高松市中央商店街空き店舗活用事業支援補助金	4,410,000	0	0	0	0	4,410,000	
合　　計	173,863,000	0	19,475,280	0	0	154,387,720	

⑰　役員及び教職員の給与の明細

（単位：円、人）

区　　分		報酬又は給与		退職給付	
		支給額	支給人員	支給額	支給人員
役　　員	常　　勤	(95,052,676) 103,674,126	7	(0) 0	0
	非　常　勤	(0) 2,380,000	2	(0) 0	0
	計	(95,052,676) 106,054,126	9	(0) 0	0
教　職　員	常　　勤	(11,127,717,730) 13,341,842,119	1,751	(844,666,541) 857,808,340	129
	非　常　勤	(0) 1,400,019,192	791	(0) 0	0
	計	(11,127,717,730) 14,741,861,311	2,542	(844,666,541) 857,808,340	129
合　　計	常　　勤	(11,222,770,406) 13,445,516,245	1,758	(844,666,541) 857,808,340	129
	非　常　勤	(0) 1,402,399,192	793	(0) 0	0
	計	(11,222,770,406) 14,847,915,437	2,551	(844,666,541) 857,808,340	129

（注１）　役員に対する報酬等の支給の基準および教職員に対する給与の支給の基準は次のとおりである。

①　役員については、国立大学法人香川大学役員報酬規則に定める等級により支給している。

②　教職員については、国立大学法人香川大学職員給与規則に定める級及び号俸により支給している。

（注２）　退職手当の支給基準は、国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）を参考に、国立大学法人香川大学退職手当規則を定めている。

（注３）　報酬又は給与の支給額は、役員報酬、給与、賞与、諸手当、法定福利費から構成されている。退職給付の支給額は、退職給付から構成されている。

（注４）　退職給付の支給人員数は、総支給人員数である。

（注５）　報酬又は給与の支給人員数は、年間平均支給人員数である。

（注６）　支給額についてのみ二段書きし、上段に（　）書きで「退職金相当額を運営費交付金で措置する対象者数について（通知）」（平成16年６月３日付人事課長16文科人第84号）における「退職金相当額を運営費交付金で措置する必要がある役職員」の支給額（法定福利費を除く）を記載している。

（注７）　人件費の定義は、基本的に「国立大学法人等の役員の報酬等及び教職員の給与の水準の公表方法等について（ガイドライン）」（総務大臣策定）によるものである。

常勤職員とは、ガイドライン中の「常勤職員」、「在外職員」、「任期付職員」及び「再任用職員」から受託研究費等により雇用する者を除いた職員のことであり、非常勤職員とは、常勤職員、受託研究費等により雇用する者及び「ガイドライン」における「派遣会社に支払う費用」以外の職員のことである。

⑱　開示すべきセグメント情報

（単位：円）

区　　分	附属病院	附属学校	附属病院・附属学校以外	小　　計	法人共通	合　　計
業務費用						
業務費	13,895,557,475	1,186,070,544	11,908,797,890	26,990,425,909	0	26,990,425,909
教育経費	17,413,492	138,761,475	1,241,814,519	1,397,989,486	0	1,397,989,486